

緊急事態宣言に関する保育施設及び学童クラブの取扱いについて

新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が延長されたことに伴い、認可保育所・地域型保育施設、学童クラブについて、下記のとおり取扱う。

記

【認可保育所、地域型保育施設】

- 5月7日（木）から5月31日（日）まで臨時休園を継続する。
なお、特例措置については、引き続き実施する。
- 緊急事態宣言が延長されたことに伴い、保育が必要な状況が生じた場合は保護者と園が相談し、保育の実施について申請いただく。
- 育児休業取得者の復職期限については8月1日まで、就労等の開始予定者の就労開始日の期限については、7月31日まで再度延長する。

【学童クラブ】

- 5月7日（土）から5月31日（日）まで臨時休所を継続する。
なお、特例措置については、引き続き実施する。
- 緊急事態宣言が延長されたことに伴い、育成が必要な状況が生じた場合は、申請していただく。
- 育児休業取得者の復職期限については、8月1日まで、就労等の開始予定者の就労開始日の期限については、7月31日まで再度延長する。